安全性を確保するための管理の計画

申請者名

以下の事項が定められた文書が社内発行されており、当該文書の規定に従って、安全性を確保するための管理が行われる。

1. 型式認証等の取得者の責任
2. 無人航空機等の使用（運航）者を管理すること
3. 定期的な運航状況を収集すること（故障、不具合及び欠陥に関する情報の収集を含む。）
4. 自社における他型式機の事故、インシデント情報等を収集すること
5. 情報の分析及び評価、型式認証形態への反映、体制構築等

* 3及び4で得られた情報の分析及び評価を行うこと。
* 分析及び評価の結果、必要により型式認証形態への反映を行うこと。
* これを行うための品質管理及び品質保証体制を構築すること。

1. 使用者に技術情報を提供すること
2. 航空局に必要な報告を行うこと